

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和2年8月7日（金）午前9時30分～午前9時55分

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 15名

農業委員 8名			農地利用最適化推進委員 7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	欠	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	出
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第19号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第20号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第21号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	それでは、ただ今から令和2年度第6回農業委員会総会を開催します。 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行い、会場出入り口には消毒液を設置しています。皆様にはマスクの着用をお願いしております。なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。
	本日は、竹内委員が欠席です。 それでは、議事に入ります。 本日の署名委員を指名します。 署名委員は1番 岸野委員と、2番 石井委員にお願いします。 本日の議事につきましては、議案第19号から議案第21号の3議案です。
議 長	議案第19号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 2件議題とします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 以上2件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号12番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番 委 員	申請地は譲受人の経営農地と同地域にあり、適切に管理できるものと思います。 特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号12番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号12番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 <u>13</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	申請地は譲受人の経営農地と同地域にあり、適切に管理できるものと思います。 特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>13</u> 番につきまして、 他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>13</u> 番につきましては、 許可と決定します。
議 長	議案第 <u>20</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>1</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号3番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない ため、第2種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
8 番委員	現地の確認に行きました。排水の問題もなく、周辺への影響もありませんので、特 に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>3</u> 番につきまして、 他にご意見はございませんか。
山田地区 推進委員	申請地の周辺に家がありますが、ソーラーの高さや規模はどの程度のものになりま すか。
事 務 局	高さは2メートル、幅は5メートルのものを計13列設置される計画です。

山田地区 推進委員	農地に限らず、高さ4メートルの太陽光パネルを設置された時、近隣とトラブルになったということもあったと聞いています。高さ2メートルでは問題ないと思います。 また、パネルが熱をもつので宅地へあまり接近した場所に設置すると問題になるのではないのでしょうか。
事 務 局	添付書類の中に太陽光発電装置を設置するための誓約書があります。説明させていただいてよろしいでしょうか。
議 長	お願いします。
事 務 局	(誓約書を読み上げ、説明する。)
2 番委員	申請者の住所が遠方ですが、もし何かあった場合には誰に連絡すればいいですか。
事 務 局	申請者に連絡をして対応してもらいます。
2 番委員	地元にはいないのですか。
事 務 局	緊急時の連絡先を事務局で確認します。
議 長	先ほどの意見を踏まえて、他に意見はございませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	お諮りいたします。農業委員による採決を行います。 事案番号 <u>3</u> 番につきまして、許可に賛成の農業委員は挙手をしてください。 (農業委員、全員挙手) 賛成多数と認め、事案番号3番につきましては許可と決定します。
議 長	議案第 <u>21</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>2</u> 件議題といたします。 事務局から説明します。

事 務 局	(議案朗読説明)
	事案番号4番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。事案番号5番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>4</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番委員	現地確認を行いました。排水、周辺への影響等、問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>4</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>5</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番委員	現地確認を行いました。排水、周辺への影響等、問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	次に報告事項について確認します。

議 長	(1) 農地法施行規則該当転用届について 地元推進委員の確認報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	現地確認に行きました。 特に問題はありません。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもって、本日の農業委員会総会を終了します。